

令和2年 11 月 20 日

回 答 書

件名 西区地域子育て支援拠点運営法人選定

上記件名にかかる質問について、次のとおり回答します。

下記に記載している質問は、応募法人から寄せられた質問をもとに、内容を明確にするため事務局で一部表現を補記しているものがあります。

No.	質問	回答
1	提案書の様式について、ページ数を増やしてもよいか。	差し支えありません。ただし、項目の内容や順序は変更しないでください。
2	第2回選定委員会での応募法人によるプレゼンテーションにおいて、説明資料の持ち込みは可能か。	可能です。 配付資料は、確認用に事前にデータを送付いただくとともに、配付用に当日 12 部ご用意ください。 また、西区が用意するパソコンと画像投影用プロジェクターを使用して、PowerPoint でのプレゼンテーションが可能です。使用される場合は、事前にデータを送付してください。 説明資料においても、法人名の記載がないようご注意ください。データの事前送付は、12 月 10 日(木)までに下記アドレスをお願いします。 <送信先: ni-kyoten@city.yokohama.jp >
3	横浜市との契約は、3月中に締結するのか。	令和3年度の事業に関する契約は、令和3年4月1日付で締結させていただきます。
4	運営法人の変更に伴う準備業務のため、臨時休館とすることは可能か。	臨時休館はできません。4月1日から選定法人が事業を実施できるよう、業務の引継ぎ等準備業務を進めていただきますが、3月 31 日までは現運営法人に事業を実施していただきます。 なお、通常の休館日に準備業務をすることは可能です。
5	4月1日以前の準備期間中に発注等は可能か。	発注手続等は可能です。詳細は、選定結果通知後に選定法人と調整させていただきます。

6	経費等の内訳について、現運営法人のものを開示してもらえるか。	横浜市と現運営法人が締結している令和2年度契約書の経費内訳書を閲覧いただくことができます。事前にご連絡いただき日程調整の上、西区役所までご来庁ください。
7	支援の対象者は、市内在住者だけでなく、施設周辺の企業在勤者も含んでよいか。	市内在住者以外を支援の対象者とすることに差し支えありません。
8	利用者支援専任職員(子育てパートナー)は実務経験と市の定める研修が要件と聞いているが、新たに養成したいと考えた場合、研修を実施してもらえるのか。 要件にある「子育て支援員研修地域子育て支援コース(利用者支援事業・基本型)」の申し込みが既に締め切られているが、当該研修への受講調整又は市が認めた専任職員向けの研修課程の受講調整は可能か。	利用者支援専任職員(子育てパートナー)の要件は、「令和3年度横浜市西区地域子育て支援拠点事業仕様書(案)別紙2 利用者支援事業の実施条件 2 利用者支援専任職員」に定めるとおりです。 事業開始までに所定の研修を修了した者を配置できない場合は、利用者支援専任職員(子育てパートナー)となる者に対して横浜市が別途研修を行い、当該研修の受講をもって暫定的に要件を満たすものとします。その後、所定の研修を受講していただきます。
9	横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱第4条第2項に「実施施設は、横浜市西区が既存の建築物を賃借し、運営者が改修する等により確保するものとする。」と規定されている。 ①拠点内の改装は可能か。 ②毎年の委託料を修繕費としての積み立てることは可能か。 ③経年劣化による規模の大きな修繕が必要になった場合は、委託費の追加等はあるか。	①可能です。改装の内容によっては、事前に入居ビルの管理会社との調整が必要な場合があります。 ②委託料を積み立てて翌年度以降に繰り越すことはできません。 ③5年に1度大規模修繕用に委託料を上乗せします。なお、西区では令和6年度に計上予定です。
10	現運営法人の専門職(臨床心理士・助産師等)との契約は複数年契約か、単年度契約か。	現運営法人は必要に応じてその都度専門職に依頼する形態をとっており、年間を通しての雇用契約は結んでいません。
11	現運営法人が5年間の長期継続契約を締結していて、引き継がねばならない契約等は存在するか。	5年間の長期継続契約を締結している案件は別紙1のとおりです。選定法人に引き継いでいただきたいと考えておりますが、義務があるものではありません。 選定結果通知後、現運営法人と協議の上、引継ぎをご検討いただきます。

12	備品、資材(設備等)は、何が引き継がれるのか。	備品については備品管理簿に記載があるものを、資材(設備等)については現在の設備を、そのまま引き継いでいただきます。
13	備品管理簿の「電動自転車」について、「西区役所に引き渡し(令和2年 10 月)」とあるが、この電動自転車を選定法人が使用すること可能か。	可能です。ただし、駐輪場は選定法人において確保してください。
14	現在従事している職員の方に、令和3年4月以降も引き続き従事していただくことは可能か。	選定結果通知後に、現運営法人と調整の上、継続勤務の意向等を確認することができます。選定結果が確定する前に調整することは認められません。
15	現在実施している事業については、基本的には引継ぎを前提に運営しながら改善を図っていくことを考えているが、必須事業はあるか。	これまでの成果や課題を踏まえつつ、横浜市西区地域子育て支援拠点事業実施要綱第3条に定める事業を実施していただきますが、現在実施している個別の事業で継続しなければならない必須事業はありません。

■ スマイル・ポート 長期継続リース物品一覧

契約期間:平成31年4月1日から令和6年3月31日

No.	品目	台数
1	ノートPC	5台
2	デスクPC	2台
3	デスクPC	1台
4	デスクPC	1台
5	TEL(主)	1台
6	TEL(サブ)	2台
7	TEL(コードレス)	2台
8	コピー機	1台
9	ホームページ	1式